

横浜市六浦地域ケアプラザ介護予防支援 運営規程

(事業の目的)

第一条 社会福祉法人恩賜財団済生会支部神奈川県済生会が運営する横浜市六浦地域ケアプラザ（以下、「事業所」という。）が行う介護予防支援事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援者に対し、事業所の担当職員（以下「従業者」という。）が、適切な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第二条 事業の実施に当たっては、要支援者である利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防の効果が最大限発揮され、利用者が有している生活機能の維持・改善が図られるよう、目標志向型の計画を作成し、支援するものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の要支援状態の悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、指定介護予防サービス等事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 3 事業の実施に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(事業所の名称等)

第三条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 横浜市六浦地域ケアプラザ
- (2) 所在地 横浜市金沢区六浦 5 丁目 20 番 2 号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第四条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名（常勤）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、また、当該事業所の従業者に法令及びこの規程を遵守させるため必要な命令を行う。
- (2) 担当職員 4 名（常勤）
担当職員は、介護予防サービス計画の作成その他必要な指定介護予防支援の業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第五条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとし、日祝日も営業する。
ただし、12月29日から1月3日及び施設点検日を除く。
- (2) 営業時間 月曜日から土曜日、日祝日 9：00～17：00

(介護予防支援の提供方法)

第六条 介護予防支援の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 介護予防支援の提供に当たっては、利用者の自宅又は事業所の相談室において、利用者及びその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいようわかりやすく説明を行うとともに、相談に応じる。
- (2) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接したうえで適切な方法で利用者の課題分析を行う。

(介護予防支援の内容及び利用料その他の費用の額)

第七条 介護予防支援の内容は次のとおりとする。

- (1) 介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービス及び住民による自発的な活動によるサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供する。
- (2) 介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者について、その有している生活機能や健康状態、その置かれている環境等を把握した上で、次に掲げる領域ごとに利用者の日常生活の状況を把握し、介護予防の効果を最大限に発揮できるよう支援すべき総合的な課題を把握する。
 - ① 運動及び移動
 - ② 家庭生活を含む日常生活
 - ③ 社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション
 - ④ 健康管理
- (3) 利用者の課題分析の結果等を踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、指定介護予防サービス事業者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防サービス計画の原案を作成する。
- (4) サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求める。
- (5) 当該介護予防サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得て、介護予防サービス計画とする。
- (6) 当該介護予防サービス計画を利用者及びサービス事業者に交付する。
- (7) 介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、サービスごとの計画書の提出を求める。
- (8) 指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、サービスごとの計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取する。
- (9) 介護予防サービス計画作成後、介護予防サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護予防サービス計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。実施状況の把握にあたっては、少なくともサービス提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及びサービスの評価機関が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接する。利用者の自宅を訪問しない月においては、可能な限り指定介護予防サービス事業所を訪問する等の方法により利用者面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施する

とともに、少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録する。

- (10) 指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供する。
 - (11) 介護予防サービス計画に位置付けた期間が終了するとき、当該計画の目標の達成状況について評価する。
 - (12) 適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行う。また、介護保険施設等から退所等を行う場合には居宅への意向がスムーズに行われるよう連絡調整を行う。
- 2 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。ただし、当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担はない。

(通常の事業の実施地域)

第八条 通常の事業の実施地域は、通常の事業実施地域は、横浜市金沢区(六浦3～5丁目・六浦町・六浦南1～5丁目・東朝比奈1～3丁目・朝比奈町・大道1～2丁目)とする。

(虐待の防止)

- 第九条 事業所は、高齢者の尊厳の保持や、人格の尊重に対し深刻な影響を及ぼす可能性のある虐待に対し、その防止のために必要な措置を講ずる。
- 2 事業所は上記の措置を遂行するにあたり「虐待防止検討委員会」を構成し、以下の事項を検討する。
- 一 虐待防止検討委員会その他、事業所内の組織に関すること
 - 二 「虐待防止のための指針」の整備に関すること
 - 三 虐待防止のための職員研修の内容に関すること
 - 四 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
 - 五 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
 - 六 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
 - 七 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること
- 3 虐待の防止のための指針には次のような項目を盛り込むこととする。
- 一 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
 - 二 虐待防止委員会その他事業所内の組織に関する考え方
 - 三 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
 - 四 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
 - 五 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
 - 六 成年後見制度の利用支援に関する事項
 - 七 虐待等に関わる苦情解決方法に関する事項

(職場におけるハラスメントの防止措置)

第十条 事業所は職場におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメント（以下職場におけるハラスメント）の防止のための雇用管理上の措置を講ずる。

2 講ずべき措置の具体的内容については、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚労省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針において規定されている事項を基に行う。特に以下の内容について留意する。

一 事業所の方針等の明確化およびその周知・啓発

二 相談に応じ、適切に対応するために必要な体勢の整備

3 顧客等（利用者及びその家族を含む）からの著しい迷惑行為（パワーハラスメント及びカスタマーハラスメント）の防止のために、以下の取り組みを講ずる。

一 相談に応じ、適切に対応するために必要な体勢の整備

二 被害者への配慮のための取り組み（メンタルフォロー、複数対応等）

三 被害防止のための取り組み（マニュアル作成、研修の実施）

(業務継続計画の策定等)

第十一条 事業所は感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定居宅介護支援を受けられるよう、必要な措置を講ずる。

一 指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」を策定する。

二 業務継続計画に従い、介護支援専門員及びその他の従業者に対して必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施する。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第十二条 事業所は、基準第21条の2に規定する感染症が発生し、又はまん延しないように、具体的取扱いを講ずる。

一 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の設置については、当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「衛生委員会」という。）とし、委員長にて、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を担うものとする。衛生委員会は、概ね1月に1回以上、定期的を開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催す。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係 事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守する。

二 事業所において「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」にて、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。平常時の対策として、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等を規定する。

発生時の対応として、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等を規定する。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておく。

三 介護支援専門員等に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」を年1回以上行う。

また、新規採用時の研修に、感染対策の内容を含む。

- 四 事業所において、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を年1回以上行うこととする。

（その他運営に関する重要事項）

第十三条 当事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後6カ月以内
 - (2) 継続研修 年2回
- 2 職員は、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持するとともに、サービス事業者等に利用者及び利用者の家族の個人情報を開示する場合は、あらかじめ文書にて利用者及び家族の同意を得るものとする。
- 3 当事業所は、職員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人社会福祉法人恩賜財団済生会支部神奈川県済生会が運営する横浜市六浦地域ケアプラザ事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成26年10月1日から施行する

附則 この規程は、平成30年4月1日から施行する

附則 この規程は、平成30年7月1日から施行する

附則 この規程は、令和3年4月1日から施行する。